

藤沢市議会定例会議案

2022年（令和4年）2月15日提出

目 次

議案第 7 7 号	専決処分の承認について (令和 3 年度藤沢市一般会計補正予算 (第 1 0 号))	…	2
議案第 7 8 号	専決処分の承認について (令和 3 年度藤沢市一般会計補正予算 (第 1 1 号))	…	1 3
議案第 7 9 号	財産の取得について (遠藤笹窪谷 (谷戸) 用地)	……………	2 2
議案第 8 0 号	市道の認定について	……………	2 4
議案第 8 1 号	市道の廃止について	……………	2 6
議案第 8 2 号	指定管理者の指定について (藤沢市藤沢駅前広場 (北口地下広場))	……………	2 7
議案第 8 3 号	指定管理者の指定について (藤沢市太陽の家 (心身障がい者福祉センター))	……	2 9
議案第 8 4 号	藤沢市個人情報保護に関する条例の一部改正について ……………		3 0
議案第 8 5 号	藤沢市事務分掌条例の一部改正について	……………	3 1
議案第 8 6 号	藤沢市条例の読点の表記を改める条例の制定について	…	3 2
議案第 8 7 号	藤沢市職員定数条例の一部改正について	……………	3 3
議案第 8 8 号	藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について ……………		3 4
議案第 8 9 号	藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ……………		3 6

議案第 9 0 号	藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について	3 8
議案第 9 1 号	藤沢市職員退隠料等条例の廃止について	3 9
議案第 9 2 号	藤沢市手数料条例の一部改正について	4 0
議案第 9 3 号	藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について	4 2
議案第 9 4 号	藤沢市特別会計条例の一部改正について	4 3
議案第 9 5 号	藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正について	4 4
議案第 9 6 号	藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	4 5
議案第 9 7 号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4 8
議案第 9 8 号	藤沢市保育所条例の一部改正について	5 0
議案第 9 9 号	藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について	5 2
議案第 1 0 0 号	藤沢市国民健康保険条例の一部改正について	5 3
議案第 1 0 1 号	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について	5 5
議案第 1 0 2 号	藤沢市江の島岩屋条例の一部改正について	5 7
議案第 1 0 3 号	藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	5 9

専決処分の承認について（令和3年度藤沢市一般会計補正予算
（第10号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条
第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度藤沢市一般会計補正予算
（第10号）を次のとおり専決処分する。

2021年（令和3年）12月20日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,081,620千円を追加し、
歳入歳出それぞれ168,395,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については，この限りでない。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		35,078,496	3,081,620	38,160,116
	2 国庫補助金	10,747,497	3,081,620	13,829,117
歳入合計		165,313,677	3,081,620	168,395,297

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		74,445,698	3,081,620	77,527,318
	2 子育て支援費	35,054,481	3,081,620	38,136,101
歳出合計		165,313,677	3,081,620	168,395,297

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額
15 国庫支出金	35,078,496	3,081,620
歳 入 合 計	165,313,677	3,081,620

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	74,445,698	3,081,620	77,527,318	3,081,620
歳 出 合 計	165,313,677	3,081,620	168,395,297	3,081,620

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
38,160,116
168,395,297

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	35,078,496	3,081,620	38,160,116
2 国庫補助金	10,747,497	3,081,620	13,829,117
3 民生費国庫補助金	4,993,109	3,081,620	8,074,729
歳 入 合 計	165,313,677	3,081,620	168,395,297

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 子育て支援費 補助金	3,081,620	11 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 3,081,620

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	74,445,698	3,081,620	77,527,318	3,081,620		
2 子育て支援費	35,054,481	3,081,620	38,136,101	3,081,620		
1 子育て支援総務費	17,111,203	3,081,620	20,192,823	3,081,620		
歳 出 合 計	165,313,677	3,081,620	168,395,297	3,081,620		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	10 需用費	33	09 子育て世帯等臨時特別支援事業費 3,081,620
	11 役務費	5,187	
	12 委託料	1,400	
	18 負担金補助及び交付金	3,075,000	

専決処分の承認について（令和3年度藤沢市一般会計補正予算
（第11号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条
第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度藤沢市一般会計補正予算
（第11号）を次のとおり専決処分する。

2022年（令和4年）1月14日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,643,520千円を追加し、
歳入歳出それぞれ174,038,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,160,116	5,643,520	43,803,636
	2 国庫補助金	13,829,117	5,643,520	19,472,637
歳入合計		168,395,297	5,643,520	174,038,817

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		77,527,318	5,643,520	83,170,838
	1 社会福祉費	28,951,189	5,643,520	34,594,709
歳 出 合 計		168,395,297	5,643,520	174,038,817

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額
15 国庫支出金	38,160,116	5,643,520
歳 入 合 計	168,395,297	5,643,520

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	77,527,318	5,643,520	83,170,838	5,643,520
歳 出 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817	5,643,520

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
43,803,636
174,038,817

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	38,160,116	5,643,520	43,803,636
2 国庫補助金	13,829,117	5,643,520	19,472,637
3 民生費国庫補助金	8,074,729	5,643,520	13,718,249
歳 入 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	5,643,520	05 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金	5,643,520

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	77,527,318	5,643,520	83,170,838	5,643,520		
1 社会福祉費	28,951,189	5,643,520	34,594,709	5,643,520		
1 社会福祉総務費	15,061,247	5,643,520	20,704,767	5,643,520		
歳 出 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817	5,643,520		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	8 旅費	20	27 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 5,643,520
	10 需用費	1,610	
	11 役務費	18,144	
	12 委託料	61,063	
	13 使用料及び 賃借料	32,683	
	18 負担金補助 及び交付金	5,530,000	

財産の取得について

遠藤笹窪谷（谷戸）用地を次のとおり取得する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
藤沢市遠藤字笹窪上4578番ほか7筆
6,156平方メートル
- 2 契約の相手方
藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市土地開発公社
理事長 黒 岩 博 巳
- 3 取得価格
196,826,507円
- 4 取得時期
2022年（令和4年）3月31日

提案理由

遠藤笹窪谷（谷戸）を保全するため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により，議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は，予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については，1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 421号線	片瀬五丁目1973番6地先	4.0 ～ 7.5	123.0
		片瀬五丁目1962番2地先		
2	片瀬 422号線	片瀬一丁目736番5地先	4.8 ～ 6.7	34.9
		片瀬一丁目731番7地先		
3	善行 658号線	善行六丁目3616番1地先	6.0	129.5
		善行六丁目3613番1地先		
4	御所見 1147号線	打戻字榎戸1268番4地先	4.5	21.7
		打戻字榎戸1268番7地先		

提案理由

片瀬421号線ほか3路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	片瀬 91号線	片瀬五丁目1973番6地先	4.0	84.0
		片瀬五丁目1966番10地先		
2	片瀬 101-1 号線	片瀬五丁目1962番2地先	2.7	45.0
		片瀬五丁目1970番地先		
3	善行 1304号線	善行六丁目3611番地先	1.8	242.0
		善行六丁目3616番1地先		

提案理由

片瀬91号線ほか2路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市藤沢駅前広場（北口地下広場）

2 指定管理者となる団体

藤沢市藤沢607番地の1

一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント

3 指定の期間

2022年（令和4年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日まで

提案理由

藤沢市藤沢駅前広場（北口地下広場）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）
- 2 指定管理者となる団体
藤沢市瀬郷1008番地の1
社会福祉法人光友会
- 3 指定の期間
2023年（令和5年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで

提案理由

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第4条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、条例において規定を引用していた法律が廃止され、同一の内容が別の法律で改めて定められたことから、規定の整備をする必要による。

藤沢市事務分掌条例の一部改正について
藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例
藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の項を次のように改める。

生涯学習部	生涯学習推進の総括に関すること。
-------	------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了したことに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市条例の読点の表記を改める条例の制定について
藤沢市条例の読点の表記を改める条例を次のように定める。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例の読点の表記を改める条例
現に効力を有するこの市の条例中読点を「、」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の公用文における読点の表記を改めることに伴い、本市の条例において、読点の表記を改める必要による。

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,084人」を「2,077人」に、「916人」を「919人」に、「236人」を「243人」に、「453人」を「450人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加への対応及び既存の業務の見直し等に
伴い、職員定数の区分ごとの内訳を改める必要による。

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、」及び「で、かつ、現に1年以上引き続き勤務しているもの」を削る。

第11条の2第1項中「臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、」及び「であつて、現に1年以上引き続き勤務しているもの」を削る。

別表第2結婚休暇の項の次に次のように加える。

出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年につき10日の範囲内の期間
----------	--	-----------------

別表第2備考2中「生理休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、同表備考3中「ボランティア休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、「児童養育休暇、子の看護休暇、家族看護休暇、短期の介護休暇」を「出生サポート休暇、子の看護休暇、家族看護休暇及び短期の介護休暇の項中「職員」とあるのは「臨時的に任用される職員（当該職員としての任期が6月以上ある者又は現に6月以上引き続き勤務している者に限る。）及び会計年度任用職員（1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121

日以上である者で、かつ、当該職員としての任期が6月以上あるもの又は現に6月以上引き続き勤務しているものに限る。) 」と、「児童養育休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、不妊治療に係る特別休暇を新たに設け、並びに会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る介護休暇、介護時間、子の看護休暇、家族看護休暇及び短期の介護休暇の要件を緩和することに伴い、所要の改正を必要による。

藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り，(イ)を(ア)とし，(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め，同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし，第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は，職員が当該任命権者に対し，当該職員又はその配偶者が妊娠し，又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは，当該職員に対して，育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに，育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は，職員が前項の規定による申出をしたことを理由として，当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は，育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、会計年度任用職員の育児休業に係る取得要件を緩和すること等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に関する条例
の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「，出産休暇，出産補助休暇」及び「，育児参加休暇」を削
る。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第11条中「，出産休暇，出産補助休暇」及び「，育児参加休暇」を削る。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，会計年度任用職員及び臨時的任用職員の出産休暇，出
産補助休暇及び育児参加休暇を有給化することに伴い，所要の改正をする必要によ
る。

藤沢市職員退隠料等条例の廃止について
藤沢市職員退隠料等条例を廃止する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員退隠料等条例を廃止する条例
藤沢市職員退隠料等条例（昭和24年藤沢市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員等共済組合法の施行前に退隠料等を受けていた者に対し以後も引き続き退隠料等を支給してきたが、支給対象者が存在なくなり、今後も新たな支給対象者が生じることはないことから、条例を廃止する必要がある。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表1の項中「450円」の次に「（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された証明書交付機能を備えた機器をいう。以下同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては、350円）」を加える。

別表第1の2の表2の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる住民票の写しの交付の場合にあっては、200円）」を加え、同表3の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる戸籍の附票の写しの交付の場合にあっては、200円）」を加える。

別表第1の3の表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては、200円）」を加える。

別表第2の3の表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては、200円）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料から適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料に

については、なお従前の例による。

(藤沢市印鑑条例の一部改正)

- 3 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改める。

第15条第1項中「民間事業者が設置する」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された」に改める。

(藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

- 4 藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改める。

第2条中「民間事業者が設置する」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された」に、「証明書交付機器」を「多機能端末機」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、マイナンバーカードの普及促進の一環として、コンビニエンスストア等の多機能端末を介した住民票の写し等の交付に係る手数料の額を引き下げることに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中「太陽光発電設備及び風力発電設備」を「工作物」に改め、「津波からの
一時的な避難場所としての機能を有する堅固な」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、道路法施行令の改正に伴い、規定の整備をする必要に
よる。

藤沢市特別会計条例の一部改正について
藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例
藤沢市特別会計条例（昭和39年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り，第4号を第3号とする。

附 則

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市湘南台駐車場事業費特別会計の令和3年度分の収入，支出及び決算に関しては，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，湘南台駅地下自動車駐車場の整備事業費に充当した駐車場整備事業債の償還が完了したことに伴い，藤沢市湘南台駐車場事業費特別会計を廃止する必要による。

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正について
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例（昭和54年藤沢市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第6条第1項1号を次のように改める。

(1) 成年者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め、同項健康・住宅地区Aの項建築してはならない建築物の欄第9号を次のように改める。

(9) スポーツの練習場

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改め、同項健康・住宅地区Bの項建築してはならない建築物の欄第2号を次のように改める。

(2) 老人ホーム又は保育所

別表第2 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項健康・住宅地区Bの項建築してはならない建築物の欄第7号を次のように改める。

(7) スポーツの練習場

別表第5 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め、同項健康・住宅地区A

の項（ア）の欄第1号中「ボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設」を「スポーツの練習場」に改め，同表F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改める。

別表第6 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域

の項中

低層住宅地区A 低層住宅地区B 低層住宅地区C	1メートル (歩行者専用道との境界に限る。)	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物であつて，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車又は自転車車庫で，軒の高さが2.3メートル以下であるもの (4) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物 (5) 防災備蓄倉庫	1メートル
-------------------------------	---------------------------	--	-------

を

低層住宅地区A 低層住宅地区B	1メートル (歩行者専用道との境界に限る。)	(1) 外壁等の面の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物であつて，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車又は自転車車庫で，軒の高さが2.3メートル以下であるもの (4) 法別表第2(イ)項第9号の公益上必要な建築物 (5) 防災備蓄倉庫	1メートル
健康・住宅地区A			1メートル (辻堂596号線の道路までの距離は2メートル)

に，

「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に，

「1メートル（中高層住宅地区北側の道路までの距離は4メートル）」を「1メートル（健康・住宅地区B北側の道路までの距離は4メートル，辻堂596号線の道路までの距離は2メートル）」に

改める。

別表第7 F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「低層住宅地区C」を「健康・住宅地区A」に改め，同項健康・住宅地区Aの項中「ボーリング場，スケート場，水泳場若しくは政令第130条の6の2に定める運動施設」を「スポーツの練習場」に改め，同表F u j i s a w a サステイ

ナブル・スマートタウン地区整備計画区域の項中「中高層住宅地区」を「健康・住宅地区B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、F u j i s a w a サステイナブル・スマートタウン地区地区計画において地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更する必要がある。

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（小規模保育事業所A型の職員配置に係る特例）

- 7 当分の間、第29条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受け

た者をいい、第29条第3項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の小規模保育事業所A型の保育士配置基準について、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に準じて緩和するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例
藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢市立浜見保育園の項中「鵜沼海岸四丁目17番6号」を「鵜沼海岸四丁目7番34号」に改める。

別表第2 備考中「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第2号」に改める。

別表第3 備考3を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満である世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満であり乳児若しくは幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当する世帯であって、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯にあつては、この表において「第1子」とは、当該特定被監護者等のうち最も年齢の高い者をいい、「第2子以降」とは、当該特定被監護者等のうち最も年齢の高い者を除く小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）をいう。

附 則

- 1 この条例中別表第1の改正規定は令和4年3月22日から、別表第2及び別表第3の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市保育所条例別表第3備考3の規定は、令和3年10月利用分以

後の利用者負担額について適用し、令和3年9月利用分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市立浜見保育園を移転し、及び子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、年収約360万円未満相当世帯の多子世帯の基本保育時間に係る利用者負担額の算定における子どもの人数の計算方法が改められたこと等に伴い、市内の公立保育所の時間外保育に係る利用者負担額についても同様の措置をとるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項第1号中「又は母」の次に「。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者」を加え、同項を同条第2項とする。

第3条第3項及び第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、中学生の医療費助成に設けている所得制限を撤廃するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第14条の7」の次に「及び第14条の7の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の4中「に規定する被保険者均等割額」を「の規定により算定した額」に改める。

第14条の2中「第14条の7」の次に「及び第14条の7の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の7の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第14条の7の3を第14条の7の4とし、第14条の7の2を第14条の7の3とし、第14条の7の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第14条の7の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額又は第13条の4に規定する被保険者均等割額（前条第1

項の規定による保険料の減額の対象となる世帯に属する未就学児にあつては、当該額から政令第29条の7第5項第3号の規定により算定した額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に10分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。この場合において、政令第29条の7第5項第3号の規定により算定した額又は被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の算定について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の4」とあるのは「第14条の2の4又は第14条の2の7」と読み替えるものとする。

附則第11項中「第14条の7の2」を「第14条の7の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険の保険料率において未就学児に係る均等割額を軽減することとされたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について
藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例（平成15年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「，写真又は映画を」を「写真を」に改め，同項第3号
中「前2号」を「前各号」に改め，同号を同項第5号とし，同項中第2号を第4
号とし，第1号の次に次の2号を加える。

(2) 営業を目的として写真撮影会を催すこと。

(3) 営業を目的として中継放映，録画撮影等を行うこと。

第9条の見出しを「（施設利用料）」に改め，同条第1項中「コッキング苑に」
の次に「午後5時前に入場した者のうち午後5時以降に退場しようとする者又は
午後5時以降に」を加え，「入場料」を「施設利用料」に改め，同条第2項及び
第3項中「入場料」を「施設利用料」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「入場料」を「施設利用料」に改める。

第19条第2項中「入場料」を「施設利用料」に改める。

別表第1中 「

入場者の区分

」を「

施設利用者の区分

」に，

「

入場料

」を「

施設利用料

」に，

「

140円	70円
126円	63円

」を「

350円	175円
315円	157円

」に改める。

別表第2中	営業を目的とした写真撮影	1日	5,000円	を
	営業を目的とした写真撮影会	1日	6,000円	
	営業を目的とした中継放送、映画撮影その他これらに類する行為	1日	10,000円	

営業目的で写真を撮影すること。	写真機1台1日	500円	に
営業目的で写真撮影会を催すこと。	1日	10,000円	
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものに限る。）をすること。		20,000円	
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものを除く。）をすること。		4時間まで20,000円。以後1時間までごとに5,000円を加算した額	
物品の販売その他の営業行為又は物品の頒布	1平方メートルにつき1日	200円	

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の入場料について、リニューアル整備の機会をとらえて見直した結果、午後5時までの利用の無料化により日中の利用者及び周辺地域への経済効果の拡大を図るとともに、午後5時以降の利用料を算定しなおし、及び同苑における営業目的の使用料について、価格を適正化するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市江の島岩屋条例の一部改正について
藤沢市江の島岩屋条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市江の島岩屋条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島岩屋条例（平成5年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「写真撮影会」を「営業の目的で写真撮影会」に改め、同項第3号中「中継放映」を「営業の目的で中継放映」に改める。

別表第1中「

こども	おとな
-----	-----

」を「

小学生	一般
-----	----

」に改め、同表備考1中「こども」を「小学生」に、「

、

 中学校又は中等教育学校の前期課程」を「又は特別支援学校の小学部」に改める。

別表第2中「

写真撮影会を催すこと。	1日	6,000円
中継放送、録画撮影等をする事。		10,000円

」を

「

営業目的で写真撮影会を催すこと。	1日	10,000円
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものに限る。）をすること。		20,000円
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものを除く。）をすること。		4時間まで20,000円。以後1時間までごとに5,000円を加算した額

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島岩屋の入洞料及び営業目的の使用料について、観光施設間の均衡及び価格適正化の観点から見直した結果、入洞料における「こども」の範囲を藤沢市江の島サムエル・コッキング苑と同等のものとし、及び営業目的の使用料を改めるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を
次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市消防団員等公務災害補償条例第4条ただし書の規定により担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項又は第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

この条例を提出したのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定に伴い、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正され、年金担保貸付事業が廃止されることから、規定の整備をする必要による。